

令和8年度三加和温泉ふるさと交流センター浴室等改修工事設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1 基本的事項

和水町（以下「本町」という）では、令和6年度に町の貴重な観光資源である「三加和温泉」を軸とした賑わい創出のため、三加和温泉ふるさと交流センターや緑彩館、あいあい館の既存機能を踏まえつつ、ふれあいの森などの周辺施設との一体的な連携も視野に入れた賑わい拠点形成のための基本構想を策定した。

本業務は、三加和温泉周辺賑わい拠点形成基本構想を基に、老朽化が進んでいる三加和温泉ふるさと交流センターの大浴場、家族湯を改修（基礎工、内装工、設備工）し、サウナ等の新設備導入により、賑わい拠点の集客につなげることを目的とした工事設計を行うものである。

本実施要領は、この業務を効果的かつ効率的に推進していくため、公募型プロポーザル方式により専門的な資格や知見、ノウハウを有した受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- （１）業務名 令和8年度三加和温泉ふるさと交流センター浴室等改修工事設計業務
- （２）業務内容 別紙「令和8年度三加和温泉ふるさと交流センター浴室等改修工事設計業務基本仕様書」のとおり
- （３）業務期間 契約締結の日から令和9年3月24日（水）まで
- （４）提案上限額 9,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すもの

3 参加資格

企画提案に参加する者は、単独の法人又は複数法人により構成される共同事業体とし、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、参加表明書の提出から契約締結日までの期間に、以下の参加資格を満たさなくなったときは、その時点で失格とするものとする。

※共同事業体での参加の場合、全構成員が次の参加資格を満たしていること。

- （１）令和3年4月1日～令和8年3月31日までの期間において、本業務と同種業務を履行した実績又は自治体が発注する温泉関係の設計業務を受託した実績を有していること。
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （３）和水町又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く）でないこと。
- （５）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く）でないこと。
- （６）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （７）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- （８）共同事業体の場合は、関係する事業者の中から代表者を1名選定し、その代表者は、契約の相手方となり、提案した事業計画等に基づく事業の実施に連帯して責任を負うこと。
- （９）共同事業体の構成員は、他の提案に係る法人又は共同事業体の構成員として重複していないこと。

と。

4 日程（予定）

項 目	日 程（予定含む）
公募開始日	令和８年７月１３日（月）
質問書受付期限	令和８年７月２１日（火）正午まで
質問に対する回答	令和８年７月２４日（金）予定
参加表明書の提出期限	令和８年７月３０日（木）午後５時まで
企画提案書の提出期限	令和８年８月 ７日（金）午後５時まで
書類審査（一次審査） ※３者以下の場合は実施しない	令和８年８月中旬
一次審査結果通知	一次審査終了後速やかに
プレゼンテーション（二次審査）	令和８年８月中旬～下旬
選定結果通知・契約の締結	令和８年８月下旬以降

※一次審査は、応募事業者が３者以下の場合、省略する。

※一次審査を省略した場合においても、応募事業者に対し、二次審査の場所、時間等を電子メールにより通知する。

5 実施要領等の配布

- （１）配布期間：令和８年７月１３日（月）から令和８年７月３０日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分まで）
- （２）配布場所：まちづくり課で配布するほか、和水町ホームページからダウンロード可能

6 質問・回答

- （１）受付期間：令和８年７月１３日（月）～令和８年７月２１日（火）正午まで
- （２）質疑方法：FAX（着信確認の電話を行うこと。）又は電子メールにより、１４に記載の問い合わせ先に提出すること。
- （３）質疑様式等：質問書（様式第３号）とし、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「令和８年度三加和温泉ふるさと交流センター浴室等改修工事設計業務に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- （４）回答日時：令和８年７月２４日（金）までに行う予定。
- （５）回答方法：質問への回答は和水町ホームページに掲示し、個別には回答しない。
- （６）審査基準等に関する質問には、一切回答しない。

7 参加表明書

- （１）提出書類
 - ア 参加表明書兼誓約書（様式第１－１号）
※共同事業体の場合は、様式第１－２号
 - イ 業務実績調書（様式第２号）及び記載業務の受託実績を証する資料の写し

ウ 会社概要（リーフレット等）

エ 国税及び地方税の滞納がないことの証明（写し可）

※3箇月以内に発行されたものに限る。

オ 暴力団該当性に関する誓約書兼同意書（様式第1号関係）

カ 役員等名簿（役職・氏名・生年月日・性別が記載されているもの）

※共同事業体の場合、代表者以外の構成法人もウ～カを提出すること。

（2）提出期限：令和8年7月30日（木）午後5時まで

（3）提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限内必着）

（4）提出先：14に記載の問い合わせ先に同じ

8 企画提案書

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実施体制調書（様式第5号）

エ 業務スケジュール（任意様式）

オ 見積書（A4版任意様式、内訳書を含む）

（2）提出部数：7部（正本1部、副本6部）

（3）提出期限：令和8年8月7日（金）午後5時必着

（4）提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限内必着とする）

（5）提出先：14に記載の問い合わせ先

（6）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、和水町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 一次審査の評価方法等

（1）評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

（2）書類審査の実施

提出された企画提案書について、書類での審査を実施する。書類審査は、選考委員会設置規程に定める委員が行い、応募事業者の出席は必要としない。なお、応募事業者が3者以下の場合、一次審査を省略する。

（3）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、合計点が高い順に3社程度選定し、二次審査参加事業者とする。

イ 合計点が同一の者が複数の場合は、見積書の金額が安価な者を上位とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の提案上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 契約候補者の選定（本審査の評価方法等）

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、1者につき30分程度（説明15分・質疑応答15分程度）プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施日時及び場所については、別途通知する。なお、プレゼンテーション時の出席者は、3名以内とする。

(3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、合計点の平均が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の提案上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メールで通知する。また、和水町ホームページにおいて「候補者の名称」を公表する。

12 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と和水町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で、予定価格の範囲内において委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、和水町財務規則第80条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 提出書類はA4版で統一すること。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

14 担当部署・問い合わせ先

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地

和水町まちづくり課 担当：戸上・後藤

電話 0968-86-5721（直通）、FAX 0968-86-4215

メールアドレス msui@town.nagomi.lg.jp